

支援センターあまみ

<事業の目的>

松原市内在住及びその近隣市の総合相談窓口として障害者自立支援法に基づき障害者（知的障害者・児、精神障害者、身体障害者・児）に対する就労相談・支援及び生活相談・支援を実施する。また、相談や支援を円滑に実施するために関係機関とのネットワークを構築するように努める。

法人の就労支援の拠点として就労に関する情報発信すると共に、法人全体の質の向上に努める。

私たちは、本人、家族、関係者が集う育成会が行う事業であることを自覚し、利用者の権利擁護の視点から活動を進めていく。

支援センターあまみの事業内容

就労支援	障がい者の態様に応じた多様な委託訓練事業 大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合(エル・チャレンジ) に係る清掃事業
生活支援	共同生活介護・共同生活援助(グループホーム・ケアホーム)の運営 松原市障害者地域定着支援事業
相談支援	障害児等地域療育支援事業

<支援方針>

- ①「生かされる」ではなく「自ら生きる」事の実現および豊かな生活の実現を目指す。
与えられる生活ではなく、自分自身で選択、決定し、エンパワメントへの支援を実践する。
- ②多様な相談に対応する。
就労・生活に関する多様なニーズに対応できるよう、地域の関係機関と連携を密にし、地域住民及び関係機関との信頼関係を構築できるよう努める。
- ③就労支援を実践する。
施設外授産やグループ就労などを視野に入れ、就労移行支援事業など新しい事業設立について情報収集と設立準備に努める。
また、法人全体の就労意識の向上につながるような取り組みを実践する。

【就労支援】

大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合(エル・チャレンジ)の事業

日常清掃訓練においては、訓練生の就職に向けて意欲・技能の向上を目指す。そのために定期的に現場を訪問し、訓練生及びサポーターに対しての支援を実施する。

短期清掃訓練においては、可能な限り訓練現場周辺地域の各支部に参加していただくとともに、就労意欲への足がかりとなるよう努める。

就労支援の実践

地域の障害者に対し、関係機関と連携した就労相談・支援を実施する。また、法人全体としての就労意欲の向上が図れるように、就労支援担当者会議を通して情報発信し、研修会等を実施する。

就労を希望する障害者に訓練の場が提供できるよう、企業内でのグループ就労等の設立に向けた準備に努める。

【生活支援】

グループホームバックアップ

12 箇所のグループホーム利用者に対して、自分自身で選択、決定し、豊かな生活を実現する為の支援を実施すると共に、世話人定例会(1 回/月 午前の部・午後の部)と研修及び世話人との個別のヒアリング(1 回/年)を実施する。

ホームズあまみ(共同生活援助・共同生活介護)

事業目的

大阪府指定の共同生活援助及び共同生活介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な障害福祉サービスを提供する。

運営方針

- 1 利用者が自立を目指し、地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において、入浴、排せつまたは食事等の介護、相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

所在地

名称	所在地	入所定員
ホームズあまみ(1)	堺市北区新金岡町3-5-11-206	4名
ホームズあまみ(2)	堺市北区新金岡町3-5-11-209	

松原第1ホーム(1) 松原第1ホーム(2)	松原市岡2-8-4-106 松原市岡2-9-1-406 ※22年10月1日住居の移転済み	5名
松原第2ホーム(1) 松原第2ホーム(2)	松原市天美西1丁目24 5-204 松原市天美西1丁目24 5-405	6名
松原第3ホーム(1) 松原第3ホーム(2)	松原市田井城1-6-10春日マンション 301,303 松原市田井城 1-6-10 春日マンション 210,305	4名
松原第4ホーム	松原市東新町1-37-13	4名
松原第5ホーム(1) 松原第5ホーム(2)	松原市上田8-7-2-403 松原市上田8-7-3-801 ※23年4月1日～住居の移転予定 東住吉ホーム住居の廃止	5名
松原第6ホーム(1) 松原第6ホーム(2)	松原市三宅西 2-18-19 ズンビレッジ A 館 202 松原市三宅西 2-18-19 ズンビレッジ A 館 304	4名
松原第7ホーム(1) 松原第7ホーム(2)	松原市三宅中 5-1-16 新池マンション 301、302 松原市三宅中 5-1-16 新池マンション 303、401	4名
松原第8ホーム(1) 松原第8ホーム(2)	松原市高見の里3-9-24佐藤文化 松原市高見の里 5-456-21 スリーハイツ 103 松原市高見の里 5-456-21 スリーハイツ 202、303	4名
松原第9ホーム	松原市一津屋 3-4 府営松原一津屋住宅 7棟 603 松原市一津屋 3-4 府営松原一津屋住宅 8棟 603 松原市一津屋 3-4 府営松原一津屋住宅 7棟 201	5名
碓井ホーム	松原市一津屋 3-4 府営松原一津屋住宅 6棟 702 松原市一津屋 3-4 府営松原一津屋住宅 13棟 304 松原市一津屋 3-4 府営松原一津屋住宅 13棟 603	5名

職員配置 管理者 1名(兼務)サービス管理責任者2名(内1名兼務)

世話人12名 生活支援員9名

対象者 知的障害者、精神障害者

サービスの提供方法及び内容

- (1)利用者に対する相談
- (2)食事の提供及び入浴・排せつ・食事等の介護
- (3)健康管理・金銭管理の援助
- (4)余暇活動の支援
- (5)緊急時の対応
- (6)職場等との連絡・調整
- (7)財産管理等の日常生活に必要な援助

利用者から受領する費用の額等

※府営住宅家賃は変動あり 次年度初旬に生活費・光熱費とともに清算いたします。

ホームズあまみ ホームズあまみ(2)	(1)家賃 (2)食材量費(朝食・夕食)・消耗費 (3)光熱水費 (4)修理・買い替え費	月額 15,615円 月額 22,000円 月額 10,000円 月額 2,000円
松原第1ホーム(1) 松原第1ホーム(2)	(1)家賃 居室A・E 居室B・C・D (2)食材料費(朝食・夕食)・消耗費 (3)光熱水費 (4)修理・買い替え費	月額 10,100円 月額 13,470円 月額 22,000円 月額 10,000円 月額 2,000円
松原第2ホーム(1) 松原第2ホーム(2)	(1)家賃 居室A 居室B 居室C 居室D 居室E 居室F (2)食材料費(朝食・夕食)・消耗費 (3)光熱水費 (4)修理・買い替え費	月額 9,926円 月額 6,848円 月額 9,186円 月額 6,798円 月額 9,260円 月額 9,256円 月額 22,000円 月額 10,000円 月額 2,000円
松原第3ホーム(1) 松原第3ホーム(2)	(1)家賃 居室A 居室B 居室C 居室D (2)食材料費(朝食・夕食)・消耗費 (3)光熱水費 (4)修理・買い替え費	月額 51,000円 月額 64,000円 月額 57,000円 月額 48,000円 月額 22,000円 月額 2,500円 月額 2,000円

松原第4ホーム	(1)家賃 居室 A 居室 B・C 居室 D (2)食材量費(朝食・夕食)・消耗費 (3)光熱水費 (4)修理・買い替え費	月額 19,000円 月額 23,000円 月額 20,000円 月額 22,000円 月額 10,000円 月額 2,000円
松原第5ホーム(1) 松原第5ホーム(2)	(1)家賃 居室 A 居室 B・C・D・E (2)食材料費(朝食・夕食)・消耗品費 (3)光熱水費 (4)修理・買い替え費	月額 11,120円 月額 13,340円 月額 22,000円 月額 10,000円 月額 2,000円
松原第6ホーム(1) 松原第6ホーム(2)	(1)家賃 居室 A 居室 B 居室 C 居室 D (2)食材料費(朝食・夕食)・消耗費 (3)光熱水費 (4)修理・買い替え費	月額 43,600円 月額 28,600円 月額 47,600円 月額 36,600円 月額 22,000円 月額 10,000円 月額 2,000円
松原第7ホーム(1) 松原第7ホーム(2)	(1)家賃 (2)食材料費(朝食・夕食)・消耗費 (3)光熱水費・居室 A 居室 B・C・D (4)修理・買い替え費	月額 44,000円 月額 22,000円 月額 6,000円 月額 7,000円 月額 2,000円
松原第8ホーム(1) 松原第8ホーム(2)	(1)家賃 居室 A 居室 B・C・D (2)食材料費(朝食・夕食)・消耗費 (3)光熱水費 (4)修理・買い替え費	月額 10,000円 月額 42,000円 月額 22,000円 月額 2,500円 月額 2,000円
松原第9ホーム	(1)家賃 居室 A・C・D 居室 B・E (2)食材料費(朝食・夕食)・消耗費 (3)光熱水費 (4)修理・買い替え費	月額 10,280円 月額 8,150円 月額 22,000円 月額 10,000円 月額 2,000円
碓井ホーム	(1)家賃 居室 A・B・D 居室 C・E (2)食材料費(朝食・夕食)・消耗費	月額 6,850円 月額 8,250円 月額 22,000円

	(3)光熱水費	月額 10,000円
	(4)修理・買い替え費	月額 2,000円

入居に当たっての留意事項

- (1)個人の所有する物品については、破損等について自らがその責任を負うこと。
- (2)利用者はお互いの生活を尊重し、他の利用者のプライバシーを侵さぬよう努めること。
- (3)社会的・常識的な範疇でのルールに配慮し、他者への迷惑行為がないように努めること。

松原市障害者地域定着支援事業

松原市在住の障がい者の地域生活全般におけるさまざまな諸課題を整理し(触法・加害・被害・権利擁護等)、地域関係機関への情報発信を行う。とりわけ、松原市行政・自立支援協議会、障がい者関係機関と連携のもと、生活全般における障がい者の地域生活定着支援をおこなう。利用者、家族の多様なニーズに柔軟に対応することによって、地域生活体験を幅広く提供する。

夕食提供サービス

地域単身生活者等を対象に「夕食提供サービス」を実施し、楽しく安らげる場となるような環境と雰囲気を作り、地域生活の孤立感や不安の解消に努め事業提供をスムーズに行えるようにする。

【相談支援】

支援センターあまみ(相談支援)

事業目的

大阪府指定の相談支援事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の家族(以下「利用者等」という。)の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った適切な相談支援を提供する。

運営方針

- 1 利用者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者

等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス(以下「福祉サービス等」という。)が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

- 2 利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。

所在地 大阪府松原市天美南5丁目22-19

電話072-331-9200 FAX072-338-3456

職員配置 管理者 1名(兼務) 相談支援専門員 1名

営業日及び時間等

事務所の営業日・時間 月曜日から金曜日の午前8時から午後9時まで

ただし、土、日曜日、祝祭日は午後1時から午後9時まで

サービス提供日・時間 利用者等の必要に応じて実施する。

対象者 大阪府域の知的障害児・者、身体障害児・者、精神障害者

サービスの提供方法及び内容

- (1)地域の利用者等からの日常生活全般に関する相談
- (2)アセスメント(支援する上で解決すべき課題等の把握)の実施
- (3)サービス利用計画の原案の作成
- (4)サービス担当者会議の開催
- (5)サービス利用計画の作成
- (6)モニタリング(サービス利用計画の実施状況の把握)の実施 等

サロンの提供

第1週、日曜日午後、センターを利用するホーム、地域利用者の要望を踏まえ、手芸等の活動を行う。今後、松原市を中心に地域の知的障害者の集いの場として、心安らぐ場を提供するように努める。

ドリーム会

育成会支部連絡会、役員会・家族会、研修会、育成会各種大会参加及び定期的な会合の支援、世話人との意見交換会の実施に協力する。

月1回の会報・支部代表者連絡会の報告を会員に送付する。

地域との交流・啓発

「ふれあい交流会」「ボランティア連絡会」などを通して支援センターあまみの活動などを周知していただく。その他、「南河内在宅支援ネットワーク会議」「松原支援センター連絡会」「グループホーム・ケアホーム連絡会」「松原自立支援協議会」などに参加し関係機関との連携を密にしていく。

当事者活動

当事者主体の視点を重視し、余暇の充実やエンパワメントにおける支援をする。